

香芝市コミュニティバス・タクシー共通利用券

この利用券は、香芝市にお住まいの令和3年度末において満65歳以上の方にお送りしています。
ご利用期間内(令和3年12月31日まで)にご利用ください。

ぜひ新型コロナウイルスワクチン接種会場への移動にお使いください。移動目的を限るものではありませんので、ご自由にご利用いただけます。

※香芝市デマンド交通は利用できません。

※共通利用券は紛失などされても再発行できません。

問い合わせ先

香芝市役所 生活安全課

☎0745-44-3304

ご利用できるタクシー会社

愛和交通

0120-46-0032

いむらタクシー

0745-77-0294

協和交通

0120-76-0665

中和交通

0120-044-761

奈良近鉄タクシー

0745-44-3009

王寺タクシー

0745-72-2821

※一部地域
(北部)のみ

サンキュータクシー

0745-69-3131

志都美タクシー

0745-76-3510

新大和交通

0120-46-0032

高田交通

0745-53-1155

ひまわりタクシー

0745-72-2331

※一部地域
(北部)のみ

三宅交通

0745-44-4000

ご利用にあたっての注意事項

○令和3年度末において満65歳以上の方のみご利用いただけます。(対象:昭和32年4月1日以前生まれの方)(身分証等の提示を求める場合があります。)○香芝市コミュニティバスか、左記のタクシー会社でご利用いただけます。○1回の乗車につき、1枚利用できます。○香芝市デマンド交通は利用できません。

○香芝市コミュニティバス

・1乗車分が無料となります。

○タクシー

・左記の香芝市と契約したタクシー会社の一般タクシーをご利用され、乗車地または降車地の両方または一方が香芝市内の場合に限り、初乗り基本料金が助成されます。
・タクシーについては他の割引制度と併用できます。

香芝市コミュニティバス・タクシー共通利用券

対象:昭和32年4月1日以前にお生まれの方

- 香芝市コミュニティバス1乗車無料
 タクシー初乗り基本料金相当額助成

※香芝市デマンド交通はご利用できません。
以下、タクシーの乗務員の方が記入してください。



乗車地または降車地の両方、または一方が香芝市内である。	<input type="checkbox"/>
乗車日	令和3年 月 日
事業所名	
乗務員氏名	
乗車券有効期限:令和3年12月31日まで	
発行	香芝市

※コピーしたものは利用できません。

香芝市コミュニティバス・タクシー共通利用券

対象:昭和32年4月1日以前にお生まれの方

- 香芝市コミュニティバス1乗車無料
 タクシー初乗り基本料金相当額助成

※香芝市デマンド交通はご利用できません。
以下、タクシーの乗務員の方が記入してください。



乗車地または降車地の両方、または一方が香芝市内である。	<input type="checkbox"/>
乗車日	令和3年 月 日
事業所名	
乗務員氏名	
乗車券有効期限:令和3年12月31日まで	
発行	香芝市

※コピーしたものは利用できません。

香芝市コミュニティバス・タクシー共通利用券

対象:昭和32年4月1日以前にお生まれの方

- 香芝市コミュニティバス1乗車無料
 タクシー初乗り基本料金相当額助成

※香芝市デマンド交通はご利用できません。
以下、タクシーの乗務員の方が記入してください。



乗車地または降車地の両方、または一方が香芝市内である。	<input type="checkbox"/>
乗車日	令和3年 月 日
事業所名	
乗務員氏名	
乗車券有効期限:令和3年12月31日まで	
発行	香芝市

※コピーしたものは利用できません。

香芝市コミュニティバス・タクシー共通利用券

対象:昭和32年4月1日以前にお生まれの方

- 香芝市コミュニティバス1乗車無料
 タクシー初乗り基本料金相当額助成

※香芝市デマンド交通はご利用できません。
以下、タクシーの乗務員の方が記入してください。



乗車地または降車地の両方、または一方が香芝市内である。	<input type="checkbox"/>
乗車日	令和3年 月 日
事業所名	
乗務員氏名	
乗車券有効期限:令和3年12月31日まで	
発行	香芝市

※コピーしたものは利用できません。

コミュニティバスの乗務員の方へ

・この共通利用券は、ご利用される方が65歳以上である場合に利用できます。

ご利用できるタクシー会社

愛和交通 0120-46-0032 いむらタクシー 0745-77-0294	王寺タクシー 0745-72-2821 ※一部地域(北部)のみ	高田交通 0745-53-1155 ひまわりタクシー 0745-72-2331 ※一部地域(北部)のみ
協和交通 0120-76-0665	サンキュータクシー 0745-69-3131	
中和交通 0120-044-761	志都美タクシー 0745-76-3510	三宅交通 0745-44-4000
奈良近鉄タクシー 0745-44-3009	新大和交通 0120-46-0032	

タクシーの乗務員の方へ

・この共通利用券は、ご利用される方が65歳以上であり、乗車地または降車地の両方または一方が香芝市の場合で、かつ香芝市と契約をしたタクシー会社の一般タクシーに限り利用できます。
 ・この利用券の提出があったときは、この利用券と乗車料金から初乗り基本料金を差し引いた額を利用者から受け取ってください。
 ・1回の乗車につき、1枚利用できます。
 ・初乗り基本料金分については、この利用券を添えて会社を通じて香芝市へ請求してください。(毎月決められた日までに市へ請求してください。)

問い合わせ先 香芝市役所 生活安全課 ☎0745-44-3304

コミュニティバスの乗務員の方へ

・この共通利用券は、ご利用される方が65歳以上である場合に利用できます。

ご利用できるタクシー会社

愛和交通 0120-46-0032 いむらタクシー 0745-77-0294	王寺タクシー 0745-72-2821 ※一部地域(北部)のみ	高田交通 0745-53-1155 ひまわりタクシー 0745-72-2331 ※一部地域(北部)のみ
協和交通 0120-76-0665	サンキュータクシー 0745-69-3131	
中和交通 0120-044-761	志都美タクシー 0745-76-3510	三宅交通 0745-44-4000
奈良近鉄タクシー 0745-44-3009	新大和交通 0120-46-0032	

タクシーの乗務員の方へ

・この共通利用券は、ご利用される方が65歳以上であり、乗車地または降車地の両方または一方が香芝市の場合で、かつ香芝市と契約をしたタクシー会社の一般タクシーに限り利用できます。
 ・この利用券の提出があったときは、この利用券と乗車料金から初乗り基本料金を差し引いた額を利用者から受け取ってください。
 ・1回の乗車につき、1枚利用できます。
 ・初乗り基本料金分については、この利用券を添えて会社を通じて香芝市へ請求してください。(毎月決められた日までに市へ請求してください。)

問い合わせ先 香芝市役所 生活安全課 ☎0745-44-3304

コミュニティバスの乗務員の方へ

・この共通利用券は、ご利用される方が65歳以上である場合に利用できます。

ご利用できるタクシー会社

愛和交通 0120-46-0032 いむらタクシー 0745-77-0294	王寺タクシー 0745-72-2821 ※一部地域(北部)のみ	高田交通 0745-53-1155 ひまわりタクシー 0745-72-2331 ※一部地域(北部)のみ
協和交通 0120-76-0665	サンキュータクシー 0745-69-3131	
中和交通 0120-044-761	志都美タクシー 0745-76-3510	三宅交通 0745-44-4000
奈良近鉄タクシー 0745-44-3009	新大和交通 0120-46-0032	

タクシーの乗務員の方へ

・この共通利用券は、ご利用される方が65歳以上であり、乗車地または降車地の両方または一方が香芝市の場合で、かつ香芝市と契約をしたタクシー会社の一般タクシーに限り利用できます。
 ・この利用券の提出があったときは、この利用券と乗車料金から初乗り基本料金を差し引いた額を利用者から受け取ってください。
 ・1回の乗車につき、1枚利用できます。
 ・初乗り基本料金分については、この利用券を添えて会社を通じて香芝市へ請求してください。(毎月決められた日までに市へ請求してください。)

問い合わせ先 香芝市役所 生活安全課 ☎0745-44-3304

コミュニティバスの乗務員の方へ

・この共通利用券は、ご利用される方が65歳以上である場合に利用できます。

ご利用できるタクシー会社

愛和交通 0120-46-0032 いむらタクシー 0745-77-0294	王寺タクシー 0745-72-2821 ※一部地域(北部)のみ	高田交通 0745-53-1155 ひまわりタクシー 0745-72-2331 ※一部地域(北部)のみ
協和交通 0120-76-0665	サンキュータクシー 0745-69-3131	
中和交通 0120-044-761	志都美タクシー 0745-76-3510	三宅交通 0745-44-4000
奈良近鉄タクシー 0745-44-3009	新大和交通 0120-46-0032	

タクシーの乗務員の方へ

・この共通利用券は、ご利用される方が65歳以上であり、乗車地または降車地の両方または一方が香芝市の場合で、かつ香芝市と契約をしたタクシー会社の一般タクシーに限り利用できます。
 ・この利用券の提出があったときは、この利用券と乗車料金から初乗り基本料金を差し引いた額を利用者から受け取ってください。
 ・1回の乗車につき、1枚利用できます。
 ・初乗り基本料金分については、この利用券を添えて会社を通じて香芝市へ請求してください。(毎月決められた日までに市へ請求してください。)

問い合わせ先 香芝市役所 生活安全課 ☎0745-44-3304